第3回 原発と人権 全国研究·交流集会in福島 第2分科会「原発ゼロ社会に向けて」報告1 原子力発電復活を防ぐための主要争点

> 2016年3月20日 吉岡斉(よしおか・ひとし) 九州大学大学院比較社会文化研究院教授 原子力市民委員会(CCNE)座長 元 東京電力福島原子力発電所事故調査・検証委員会委員

1. 原子力発電復活政策

- □ 2011年3月の福島原発事故まで、日本の原子力発電は質量ともに拡大を続けてきた。しかし福島原発事故により、原子力発電の維持・拡大が国民利益(や人類利益)に反することが明白となった。また日本の国民世論も脱原発(即時又は将来)を望むようになった。
- □ そうした状況のもとで、民主党政権は2012年9月、脱原発を2030年代までに実現する方針を決めた。だが同年12月に発足した自民党・公明党連立政権は、原子力発電事業・政策を、制度的にも内容的にも、できるだけ福島事故前の状態に近づけることを目指す「原子力発電復活政策」を、3年あまりにわたり推進してきた。
- □ それは4つの要素からなる。
- □ (1)福島原発事故による被害の「克服(消去)」
- 口 (2)原発再稼働の推進
- ロ (3)原子力計画の再構築
- ロ (4)原子力介護政策の強化

2. 事故被害の「克服(消去)」(第1要素)

- 世界史上最大級の原発過酷事故が起きても、その被害は克服できるのだという新しい神話を、日本国民や世界人類の間に広めるために、何事もなかったような状態へと、汚染地帯の外見をクリーンアップする政策が進められている。だが事故収束(止める、冷やす、閉じ込めるの実現)は難航をきわめている。
- □ 循環注水冷却システムは、いまだ所在不明の溶融核燃料デブリを対 症療法的に冷やしているだけ。
- □ 核燃料デブリと接触した地下水の外部への流出を封じ込めるには地下汚染部分を外部から隔離する巨大石棺を構築する必要があるが、実現していない。(凍土式遮水壁は実験的技術に過ぎない。)
- □ 広範囲の大地に飛散した放射能を回収し閉じ込めることは全く不可能。その一環である「中間貯蔵施設」の建設計画も進んでいない。
- □ 政府は住民を帰還させようと躍起であるが、高濃度汚染地域への住 民帰還は遅々として進んでいない。

3. 原発再稼働の推進(第2要素)

- □ 2012年9月に発足した原子力規制委員会は、商業発電用原子炉施設に関する新規制基準を大急ぎで策定し、2013年7月施行した。
- □ 現在までに26基の原子炉が、設置変更許可申請をしている。その中で現在までに3地点5基(九州電力川内1・2号機、関西電力高浜3・4号機、四国電力伊方3号機)が設置変更許可を受けた。
- □ しかし許可プロセスに長時間を要している。再稼働のルールを決めるのに要した期間を加え、5年間にわずか5基しか合格していない。
- □ また設置変更許可がおりても、工事計画認可、起動前検査、保安規 定認可の手続きがスローペースである。そのため2015年に再稼働 を果したのは川内1・2号機のみとなった。
- □ また商業発電用原子炉施設以外の主要施設(六ヶ所再処理工場、高速炉もんじゅ等)も長期間停止したままで、再開の目処は立たない。
- □ 裁判所が再稼働に対し厳しい判断を下すことが珍しくなくなっており、 再稼働推進の重大な障害となっている。(大津地裁0309など。)

4. 原子力計画の再構築(第3要素)

- □ 安部晋三政権が2012年12月に発足してから3年余りが経過したが、 福島原発事故前までの国家計画(原子力長期計画、エネルギー基本 計画)のような、あらゆる主要事業の詳細ロードマップを記した国家計 画は復活していない。
- □ エネルギー基本計画(2014年4月)において政府は、原子力発電を「重要なベースロード電源」として利用していく方針を示し、それを推進していく姿勢を明確に示したが、具体的計画は書かれなかった。
- □ 長期エネルギー需給見通し(2015年7月)で、エネルギーミックス目標(2030年における原子力発電の、自家発電を除く電力供給に占める比率を20~22%とする)が定められた(閣議決定ではない)。
- □ だがそれは全原発再稼働と、多くの原発の寿命延長(40年から60年へ)を前提とした架空の数字にとどまる。個々の原子炉の稼働計画を 積み上げた従来方式とは本質的に異なり、内容が空洞化している。
- 口総合資源エネルギー調査会原子力小委員会は、開店休業中。

5. 原子力介護政策の強化(第4要素)

- □ 原子力発電は、今まで「国策民営」体制のもとに置かれてきた。電力 業界の「国策協力」の見返りに、政府は原子力発電に対し、手厚い 「介護政策」を講じてきた。
- □ 江戸時代の武士階級の家長と家族の「保護と忠誠」関係(あるいは江戸時代の大名と家臣の主従関係)と同様の関係が、「原子力共同体」 (「原子力一家」、「原子力村」)において構築・維持されてきた。(政府と立地自治体との間でも、同様の関係が構築・維持されてきた。)
- □ 原子力政策の決定過程においても、そうした家族間のパターナリス ティックな利害調整が、国民利益(や人類利益)を度外視して、公然と 行われてきた。(公共政策の世界に罷り通る家族の論理)。
- □ 福島原発事故を契機に「介護政策」は「重介護政策」と化している。 (その一方で政府は、人間の介護に関して、要介護度1・2の者に対 する公的支援を、政府から地方に移管しようとしている。遠からず介 護保険料の大幅増額や給付水準の大幅低下も見込まれる。)

6. 原子力発電介護政策の背景

- □ 原子力発電に国家介護は不可欠。その主たる理由は、以下4点。
- □ (1)もし過酷事故を起こせば、「修復」不可能な被害をもたらす。それは巨大な電力会社はもとより、経済大国の政府でも修復できない。 (過酷事故の原因として、破壊工作や軍事攻撃もありうる。)
- □ (2)放射性汚染物管理・処分問題が、技術的にもコスト的にも難題である。核燃料サイクルバックエンド(再処理、最終処分)コストや、核施設の解体・撤去・除染コストが不確実で、大幅超過もありうる。
- □ (3)事故・事件・災害の発生や、政治的な世論変化(グローバル、ナショナル、ローカル)に対して脆弱であり、安定供給を阻害する。その歴史的に最も深刻なケースとなったのは福島原発事故である。
- □ (4)ライフサイクル発電コストが、火力発電など競争相手に対して、インフラ事業のコストを含めた場合、優位にない。それに電力自由化進展のもとで、初期投資に関わる巨額のリスクが付け加わる。

7. 原子力発電介護政策(福島事故前)

- □ 政府は原子力発電に関するコスト・リスク(核燃料サイクル等に関するものも含む)を免除又は軽減するために、福島事故前から種々の手厚い措置を講じてきた。とくに以下の4項目が重要である。(他に研究開発支援、規制コストの政府負担、などもある。)
- □ (1)立地支援:電源三法交付金が1基あたり、建設期間・運転期間全体で通算1000億円オーダーで支払われる。また政府機関が立地活動や、再稼働など他の電力会社の活動を手厚く支援する。
- □ (2) 損害賠償支援:原子力損害賠償法において電力会社は無限責任 だが、巨額の損害賠償が必要な場合は政府が支払うことができる。
- 〇 (3) バックエンドコスト支援:再処理及び最終処分に関する積立金を、 法律にもとづいて電力料金に上積みし、電力会社と日本原燃に提供 する。
- □ (4)地域独占支援:大電力会社の地域独占体制をできるだけ長く維持することにより、原子力発電への国策協力を確保する。

8. 原子力発電介護政策(福島事故後)(1)

- 口 ところが福島原発事故により、従来の「介護政策」では電力業界による国策協力を確保し続ける上で不十分だということが明らかとなった。 そこで政府は「重介護政策」を展開するようになった。すでに以下のような措置が導入されたか、又は近く導入されようとしている。
- □ (5)東京電力救済:東京電力の経営破綻を防ぐために、政府が巨額の出資を行い、また事故処理に巨額の国費を注ぎ込んでいる。その大黒柱となっているのが、原子力損害賠償支援機構法(のちに原子力損害賠償・廃炉等支援機構法)である。
- □ (6)過酷事故救済保障:支援機構法の仕組みは、他の電力会社にも 適用される。さらに原子力損害賠償の上限を設け、有限責任とする動 きもある。(電力業界は二重の保障を要求している)。
- □ (7)廃炉支援:電力会社が原子炉を廃止すれば特別損失が発生するが、それを経営上の負担にしないための会計処理上の配慮をしている。10年間分割処理ができるようになった。

9. 原子力発電介護政策(福島事故後)(2)

- □ (8)再処理国家管理:電力会社が自主的に再処理事業から撤退できなくするために、政府が法律で「使用済燃料再処理機構」を作り、電力会社(電気料金)から再処理拠出金を徴収し、事業を日本原燃に委託する。これは日本原燃救済の決め手ともなる。(今国会に提出予定の「再処理等積立金法改正案」に盛り込まれる見込み)。
- □ (9)ベースロード電源支援:原子力・石炭等をベースロード電源に指定して優遇し、原子力発電のフル操業が脅かされるおそれのある場合には、太陽光発電の系統接続制限などの措置を講ずる。
- □ (10)再稼働地域支援:電源三法交付金を再稼働を進める自治体に 傾斜配分している。再稼働を実現した自治体に電源三法交付金を上 積みし、そうでない自治体への交付金は削減する。
- □ (11)送電会社への原発関連コストの転嫁:電力自由化(システム改革)を「奇貨」として、原子力発電関連コストの多くを送電会社に転嫁する政策が今後ますます展開されると見込まれる。

10. 原子力発電復活政策の難航

- □ 総括すると、「原子力発電復活政策」は成功していない。復活へと少しずつ前進しているものの、そのペースは緩慢である。
- □ 事業面では、福島事故「克服」の見通しは立っていない。また2016 年3月現在、運転中の原子炉はわずか1施設2基(16施設43基中) にとどまり、復活というには程遠い。
- □ 政策面でも、原子力介護政策の強化ばかりが目立ち、主要事業のロードマップを記した原子力計画は復活していない。
- □ 原子力発電は、技術的・経済的な素姓が悪い。異次元の被害をもたらす危険性を有するだけでなく、3E(供給安定性、経済性、環境リスク)においても総合的に劣る。このように(他と比べて)「公共利益」に反することが、原子力発電を廃止すべき基本的理由である。
- □ 原子力発電は、政府・電力会社にとっても重荷となっている。それゆえ、日本の財政危機が進む中で、原子力発電の事業環境をさらに悪化させれば、政府・電力会社もギブアップする可能性がある。

11. 原子力政策にかかわる10の主要争点

- □ これからの原子力政策にかかわる主要争点を、10点挙げる。(これは報告者の見解であり、原子力市民委員会の公式見解ではない。)
- □ (1)可及的速やかに原発ゼロを実現する(再処理も廃止する)。
- □ (2)無用の国民負担(介護政策にともなう)を解消する。
- □ (3)原発輸出への支援政策を廃止する。
- □ (4)高速炉もんじゅを博物館とする。
- □ (5)福島事故被害者を切り捨てない。
- □ (6)福島事故廃棄物の後始末は時間を味方につける。
- □ (7)高レベル核廃棄物の処分は急がない。
- □ (8)原子力規制委員会の新規制基準を見直す。
- □ (9)原子力防災体制を有効なものに改める。
- □ (10)脱原発地域の産業転換を支援する。